

募集要項

●助成対象活動団体・グループ

- ①地域のまちづくり
- ②歴史的遺産の再生と活用
- ③景観の保全
- ④住居環境の整備
- ⑤福祉環境の整備
- ⑥地域住宅づくり
- ⑦地域防災づくり
- ⑧自然環境の保全・整備
- ⑨その他、地域活性化、社会サービス

●助成金額及び団体数

- ①総金額 51 万円。
- ②助成対象団体数は、2～3 団体。

●募集期間

- ①第 1 回目募集期間 平成 22 年 5 月 24 日～6 月 11 日
- ②第 2 回目募集期間 平成 22 年 7 月 1 日～9 月 8 日

●申請書式

- ① [佐賀県建築士会の HP から、ダウンロードして下さい。](#)

●応募方法

- ①佐賀県建築士会へ郵送、又は持参して下さい。

●助成決定方法

- ①佐賀県建築士会地域貢献活動センターにて審査。
- ②助成決定団体は、佐賀県建築士会の HP で翌年 3 月に発表、各団体に結果を通知します。
- ③助成金は、翌月 4 月に交付します。

●助成活動団体の活動結果報告

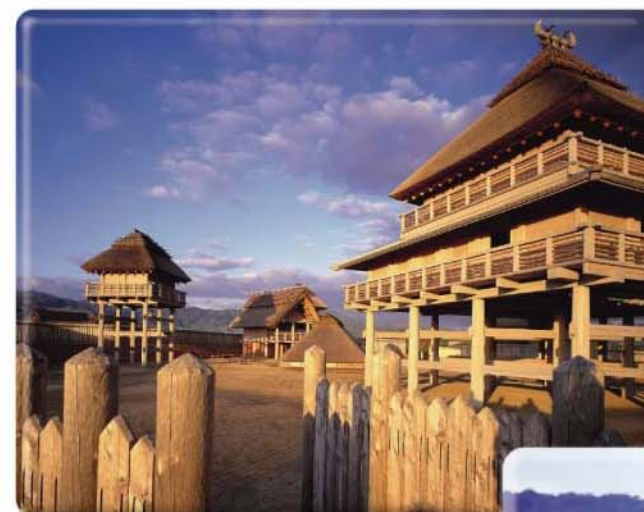
- ①助成対象活動は、一年間とします。
- ②助成対象団体は、報告書を事業終了後に提出していただきます。
- ③報告書の内容は、HP を参考にして下さい。

募集内容の問合せ先

※問合せはファックスのみとさせていただきます。
〒840-0041 佐賀市城内 2-2-37 (社) 佐賀県建築士会
TEL 0952-26-2198 FAX 0952-26-2248
<http://homepage2.nifty.com/kshikai-saga/>

(社)佐賀県建築士会 平成22年度 地域貢献活動基金助成の案内

私たち建築士は、地域まちづくり活動の支援、地域社会発展のために活動しています。



地域貢献活動センターガイドマップ

1. 地域貢献活動センターのしくみ

① 地域貢献活動センターの目的と背景

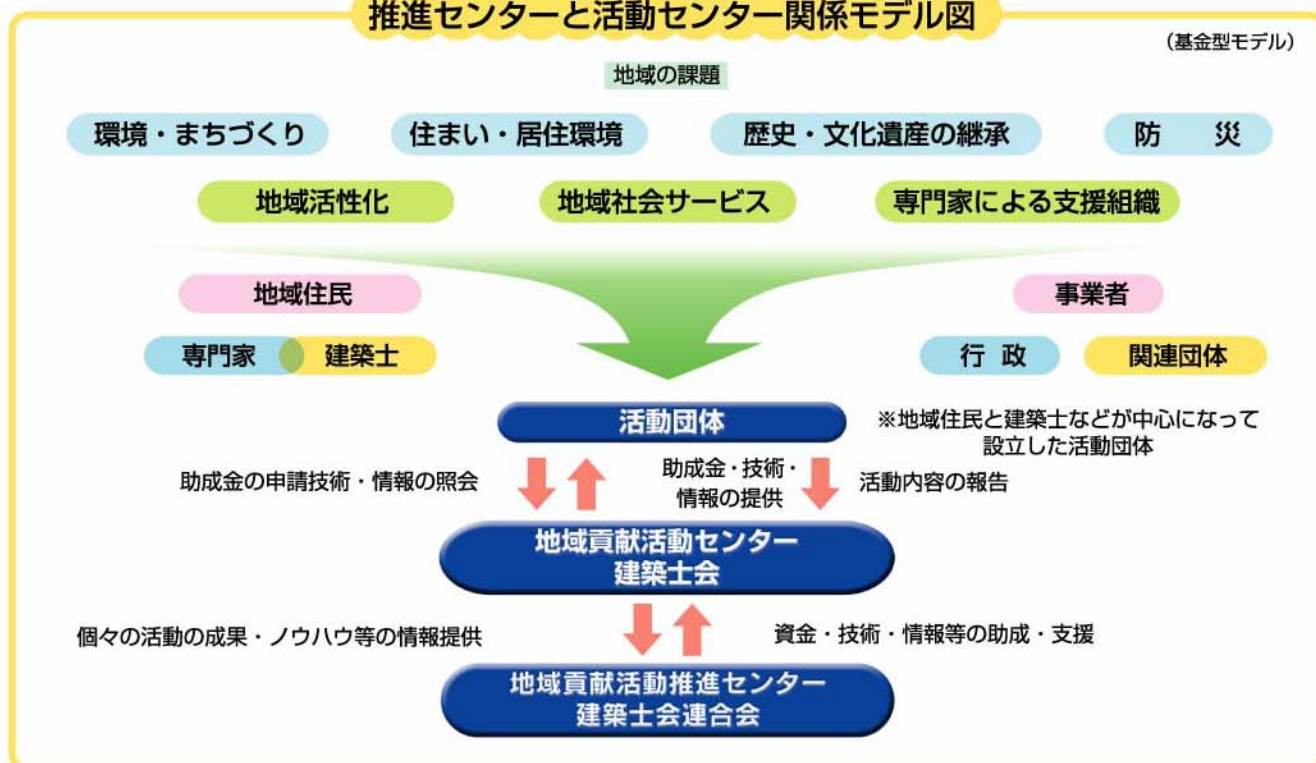
- ・我が国の経済社会における価値観の多様化、ライフスタイルの変化にともなって、地域住民も自らも地社会の存在や生活環境を重視するようになってきました。
- ・こうした社会経済の潮流のなかで、建築士会に所属する建築士は自らの職能を通じて、住民・自治体・事業者とともに、住民主体の地域貢献活動を展開しています。その活動団体数は300とも400とも言われるようになりました。
- ・建築士を中心とした活動団体と活動センターが一体的に機能することによって本来的に住民・事業者・行政だけでは解決の糸口がつかめない地域まちづくりの課題に対し、建築士の職能を通じて独自の問題提起を行うことにより新しい社会状況を切り開き、まちづくり活動の専門家としての社会的役割を担っていくことが期待されます。

② 地域貢献活動センターのしくみ

- ・活動センターは、地域住民と建築士などが中心となって進める地域まちづくりや建築士などの地域貢献活動に対して、①活動費の支援②情報の提供③まちづくり技術の提供等、直接支援することを目的としています。
- ・活動団体は地域が求めている様々な課題に対し、建築士の職能を通して具体的なプランの提示、まちづくりのコーディネート・事業のしくみやプロセスの提案・代替案の提案等の実践活動を推進します。
- ・地域住民と建築士等が中心になって進める地域まちづくり等の活動を、活動センターが支援します。
- ・活動センターは推進センターからの支援のもと、活動団体に資金・技術・情報等の助成・支援を行います。

推進センターと活動センター関係モデル図

(基金型モデル)



2. 地域貢献活動センターの活用

① 活動センターの支援

- ・建築士会に所属している建築士と地域住民等によって組織されたまちづくり活動への支援。
- ・建築士会のまちづくり、青年委員会等と地域住民等によって結成されたまちづくり活動への支援。
- ・既存の地域住民等によるまちづくり活動団体に新たに建築士会に所属している建築士が参加し、組織の強化を図った活動への支援。
- ・緊急性のある災害等のまちづくり活動に、建築士会に所属している建築士が参加している活動への支援。
- ・国・自治体及び関連団体等から建築士会に対して、「まちづくり」「福祉」「地域活性化」等に対して人材派遣が要請され、住民との議論を踏まえ地域貢献活動の拡充の視点にたつて、コーディネーターとしての建築士に対する支援。
- ・建築士会が受けた、まちづくりに係わる受託業務に対して、委託者と住民・関係者等の協議をとおり、受託業務が地域貢献活動により効果を発揮し、地域発表にフォローアップするような活動に対する支援。

② 活動団体が支援を受けるための活動イメージ

- ・地域の実態調査・課題と問題の提案
- ・イメージプランの提示、まちづくり構想の提案
- ・事業のしくみやプロセスの提案
- ・代替案の提案や事業に結びつく実施計画などの提案
- ・まちづくりのコーディネート活動
- ◎ 景観整備機構への積極的な取り組みへの活動

③ 求められる貢献活動の活動内容のイメージ

- ・地域まちづくりの課題に対して、求められる貢献活動は様々なことがイメージされます。

例えば

- 建築士としての職種を通して、具体的なプランの提示、まちづくりのコーディネート、事業のしくみやプロセスの提案、時には代替案の提案や実施計画などの提案活動などで、形が見えてくる実践的活動にこそ主要な役割があると考えます。
- 企業活動や行政サービスなどの領域の隙間(ニッチ)や従来のまちづくりのしくみを補完する隙間領域の実践活動で、縦割り社会において、重要な意味を持ちます。
- 地域のニーズなどの中で実践の必要性を感じた時、すぐ取り組む軽快なフットワークと、課題への取り組みにおける即応性が期待されます。

建築士会は、建築士法第22条の2に基づいて都道府県ごとに設立された建築士(1級・2級・木造)を会員とする社団法人です。